

# 桐朋学園大学院大学

令和5年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 桐朋学園大学院大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は学則において、具体的に明文化し簡潔に文章化しており、大学の個性・特性を反映し明示している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は学長が招集する研究科委員会等において意見を聴き策定し、理事会の理解と支持を得ている。中期計画は、法人全体の基本方針の5項目をもとに大学において「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の3項目を掲げている。

教育目的を達成するための音楽研究科演奏研究専攻、附属研究機関として「桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学附属桐朋オーケストラ・アカデミー」を設け、専攻実技と並んで重奏研究を教育目的達成のための教育の柱と位置付け、オーケストラ教育・アンサンブル教育において学生が独奏者としてオーケストラと協演することで、音楽表現の多様性を感受し、表現することのできる音楽家を育成するための教育を実践している。

#### 「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的を踏まえて定められ、入学者選抜はポリシーに沿って公正かつ妥当な方法により行われている。収容定員の充足状況は未充足であり課題があるが、教育環境は確保され入学者募集のための新たな取組みが行われている。学生の修学支援、生活支援、進路支援は教職協働により実施する体制を整え、学生の質問や相談に個別に応じる体制を整備している。また、キャリア支援として教育課程に演奏活動を盛込み、演奏家としての活動を評価する等を行っている。

実習施設は全室防音で使用可能な練習室は十分な数が確保されるなど、快適な学修環境を整備し、校地、校舎は適切に整備され活用されている。また、さまざまなアンケート調査や個別の聞き取り等により学生の意見・要望をくみ上げ、その結果は学修支援における改善につなげている。

#### 「基準3. 教育課程」について

カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、建学の精神及び教育目的を踏まえて定められ、大学院大学としての特性を生かし一貫性が図られている。また、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成され、単位認定基準、修了認定基準等を定め厳正に運用されている。高度な研究をするに当たって必要となる基礎的な力を養い、使命・目的を具現化する専門教育において附属研究機関との連携を図る等、演奏系の大学

としての特性が教育研究活動と結びついている点は評価できる。ディプロマ・ポリシーを踏まえてアセスメント・ポリシーを策定し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法により自己点検・評価委員会及び研究科委員会において確認・評価を行っている。

#### 〈優れた点〉

○大学院大学として高度な研究をするに当たって必要となる基礎的な力を養い、使命・目的を具現化する専門教育において附属研究機関との連携を図る等、演奏系の大学としての特性が教育研究活動と結びついている点は評価できる。

#### 「基準 4. 教員・職員」について

学長が校務の最終的な決定権を有することを学則に定め、「桐朋学園音楽部門富山キャンパス運営要綱」において教育研究及び運営に関する諸事項を審議する機関として研究科委員会が設置されている。学生の懲戒に関する手続きの整備が必要であるが、教育研究に関する重要事項で研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項について、学長裁定として定め、あらかじめ周知している。「桐朋学園大学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、学長を委員長とするファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、また、「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及びSD実施方針」を定め、SD(Staff Development)についても法人が設置する桐朋学園大学と連携しながら研修を実施している。研究環境について、専任教員には個室の研究室を割当て、研究倫理に関しては「桐朋学園大学院大学研究倫理規程」等の規則を定め、適切に運営している。

#### 「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人は寄附行為にのっとり理事、評議員及び監事を選任し、理事会を原則として月 1 回、評議員会を年 4 回開催しており、理事、評議員及び監事の出席率は良好である。法人内の部門制により「男子部門」「女子部門」「音楽部門」の 3 部門から各 2 人の理事が選任されており、理事会の決定を踏まえた各部門の意思決定ができる体制となっている。理事会の円滑運営を図るため「法人運営審議会」が設置され、大学と法人の連携・協力が迅速かつ適切に行われている。

中期的な計画は 5 か年の事業計画と財務における 10 年間の収支見通しを策定し、運営している。会計処理について諸規則を定めて適正に実施している。評議員会の運営、監事の職務は寄附行為に基づいて行われている。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

学則において自己点検・評価について定め、内部質保証の方針を策定し「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」に従って自己点検・評価委員会を設置している。また、「桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程」によって、研究科長が委員長を務め、内部質保証に関する責任を負う組織として位置付けている。自己点検・評価委員会は年間 10 回開催され、三つのポリシーを起点とした教育課程における取組み等を中心に検討案件への対応や改善状況などが報告されている。IR 室は情報の提供を行うことによって自己点検・評価活動をサポートしている。中期的な計画にロードマップを明記し、その過程も自

己点検・評価項目としている。自己点検・評価活動については組織的に行われており、細部にわたる機能性において課題を認識している等、現状を把握し内部質保証の向上に努めている。

総じて、建学の精神及び使命・目的を反映させた三つのポリシーに基づき運営されている。教学組織は学長、研究科長のリーダーシップのもと運営されており附属研究機関との教育課程における連携等、学生は目的の学業を高い満足度をもって学んでいる。法人は部門制により、理事長と各部門の選出理事によって、安定した法人運営を目指し、継続した努力を行っている。また、質保証のための自己点検・評価は、学修成果や各種アンケートにより自己点検・評価委員会において実施されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究発表及び演奏活動」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学則において具体的に明文化し簡潔に文章化しており、大学の個性・特性を反映し明示している。専攻実技と並んで重奏研究を教育目的達成のための教育の柱と位置付け、オーケストラ実習等においては学生が独奏者としてオーケストラと協演することで、音楽表現の多様性を感受し、表現することのできる音楽家を育成するための教育を実践している。また、使命・目的等については自己点検・評価委員会及び研究科委員会を中心として点検し、教育の理念及び教育課程において見直しを行っている。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**【評価】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**〈理由〉**

使命・目的に基づいた教育目的、三つのポリシーは、学長が招集する研究科委員会等において意見を聴き策定し、理事会の理解と支持を得ている。周知についてはウェブサイトへの掲載のほか、オープンキャンパスや行事のガイダンス等において紹介している。中期計画は、法人全体の基本方針の 5 項目をもとに、大学において「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 項目を掲げている。

教育目的を達成するために音楽研究科演奏研究専攻と附属研究機関として「桐朋学園大学院大学・桐朋学園大学附属桐朋オーケストラ・アカデミー」を設け、オーケストラ教育・アンサンブル教育において高度な教育内容を実践している。

**基準 2. 学生**

**【評価】**

基準 2 を満たしている。

**2-1. 学生の受入れ**

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**〈理由〉**

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的を踏まえて、「音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家として、国際的に活躍することのできる者」と明確に定められ、学校案内、学生募集要項、ウェブサイト等において周知している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法により行っている。また、入学者選抜の方法は入学者選考委員会において検証し、見直す必要がある場合には研究科委員会にて検討することとしている。入試問題は大学が作成している。

収容定員の充足状況は未充足であるが、重奏の授業で履修者が足りない場合には教員が

演奏に加わるなど、教育を行う環境を確保している。また、入学者募集のための動画の制作など、既に新たな取組みを行っている。

#### 〈参考意見〉

○音楽研究科の収容定員が未充足となっているため、確実な定員確保に向けた努力が望まれる。

### 2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

「桐朋学園大学院大学学生支援に関する方針」を定め、学生の修学支援、生活支援、進路支援を教職協働により実施する体制を整え、適切に運用している。

TA 制度は導入していないが、オフィスアワー制度を全学的に実施して、学生の質問や相談に個別に応じる体制を整えている。

「桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針」を定め、障がいのある学生に対して合理的な配慮を行う体制を整えている。

学生の中途退学、休学、留年などについては、研究科長、教学部長、教学チーム担当者が出席状況等の情報を共有し、学生との個別面談等を実施するなど、対策を講じている。

### 2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育課程に一般公開の演奏活動が盛込まれており、学生は職業演奏家としての活動を実体験できる。これがキャリア教育の一部として機能している。

また、法人が設置する桐朋学園大学のキャリア支援センターと連携し、対面だけでなくオンラインで進路についての個別相談を受ける体制を整えるなど、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

### 2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

**【評価】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**〈理由〉**

学生サービス、厚生補導を研究科委員会と教学チームが連携して担っている。

学生の心身に関する健康相談や生活相談、心的支援、課外活動への支援については、教学チームが対応するほか、法人の音楽部門が桐朋学園大学調布キャンパスに開室している学生相談室が対応している。心身の健康管理は学校医と音楽部門が設置している保健室の看護職員の協働により行われている。

また、3種の学内奨学金を用意し、令和2(2020)年度と令和3(2021)年度に新型コロナウイルス感染症に対応して一時的な経済的支援を行ったほか、日本学生支援機構の奨学金を受けるための事務手続きの体制を整備するなど、学生に対する経済的支援を適切に行っている。

**2-5. 学修環境の整備**

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**〈理由〉**

校地、校舎は適切に整備し、有効に活用している。実習施設は全室防音で楽器・AV機器等を備え、朝から夜まで使用可能な練習室は十分な数が確保されるなど、快適な学修環境を整備し、有効に活用している。図書館は適切な規模で、十分な学術情報資料を確保しており、法人が設置する桐朋学園大学調布キャンパスの図書館と連携するなど、図書資料の利用環境を整備している。ICT（情報通信技術）環境も適切に整備している。

校舎はバリアフリーに配慮し、クラスサイズも教育効果を上げるために適切に管理している。「富山キャンパス保安委員会」を設置し、施設の点検・修繕を定期的・計画的に行っている。また、除雪の体制も整えている。

**2-6. 学生の意見・要望への対応**

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**【評価】**



基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケートや修了時アンケートを実施して、学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げるほか、その結果を学修環境に関する学生の意見・要望の把握にも用いている。また、学生生活アンケートにより、学生の健康相談及び経済面についての学生の意見・要望を調査している。

これらのアンケートの結果は、学生生活の改善、学修支援の体制改善、施設・設備の改善に活用されている。いずれのアンケートも実施前に研究科委員会において質問事項等を確認している。また、教学チームに寄せられるさまざまな意見・要望に対して、すぐに対応できる事項は早急に対応し、検討が必要な事項は研究会員会等で検討・対応している。

**基準 3. 教育課程**

【評価】

基準 3 を満たしている。

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは建学の精神及び教育目的を踏まえて定め、学生募集要項やウェブサイト等において学内外へ周知を図っている。また、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーのもと、単位認定基準、修了認定基準等を適切に定め、公平性のある試験を実施し、厳正に運用している。修了認定基準は学生便覧・履修案内に記載し、年度初めのオリエンテーションにおいても十分に説明している。

**3-2. 教育課程及び教授方法**

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

**【評価】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**〈理由〉**

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーはウェブサイト、大学案内等により周知しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは大学院大学としての特性を生かし一貫性が図られている。また、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成されている。シラバスは全ての授業科目について作成し、進級要件の設定において履修登録できる単位数の上限を定めている。教養教育としての科目は開講していないが、高度な研究をするに当たって必要となる基礎的な力を養う「楽典研究基礎」を開講している。アクティブ・ラーニングについては、授業の特性上必要になる実技系の科目において取入れられている。また、教授方法の工夫・開発と効果的な実施のために、研究科委員会とファカルティ・ディベロップメント委員会において討議が行われており、主として教授法についての評価や改善を図るための組織体制を整備し運用している。

**〈優れた点〉**

○大学院大学として高度な研究をするに当たって必要となる基礎的な力を養い、使命・目的を具現化する専門教育において附属研究機関との連携を図る等、演奏系の大学としての特性が教育研究活動と結びついている点は評価できる。

**3-3. 学修成果の点検・評価**

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

**【評価】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**〈理由〉**

ディプロマ・ポリシーを踏まえてアセスメント・ポリシーを策定し、教育内容・方法の改善が図られており、学修成果については大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法により自己点検・評価委員会及び研究科委員会において確認・評価を行っている。また、授業評価アンケートの結果や演奏会での成果等について組織的に分析が行われ、専任教員が内容を共有することで教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

**基準 4. 教員・職員**

**【評価】**

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学長が校務の最終的な決定権を有することを学則に定め、「桐朋学園音楽部門富山キャンパス運営要綱」において教育研究及び運営に関する諸事項を審議する機関として研究科委員会が設置されている。

研究科委員会にはオブザーバーとして音楽部門選出理事、事務局長及び富山グループマネージャー等が出席しており、教学マネジメント上の課題等を事務の視点からも確認・対応することができる体制をとっている。

学生の懲戒に関する手続きの整備が必要であるが、教育研究に関する重要事項で研究科委員会の意見を聴くことが必要な事項について、学長裁定として定め、あらかじめ周知している。

「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」及び「桐朋学園音楽部門事務局分掌」により職員の責務等を定め、教学マネジメントを機能させるため適正な人員を配置している。

#### 〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 26 条に規定される学生の退学、停学及び訓告等について、学生の懲戒に関する手続きが定められていないことは改善が必要である。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

音楽研究科演奏研究専攻には設置基準を上回る教員を配置し、教員の採用及び昇任は「桐朋学園大学院大学教員人事規則」「桐朋学園大学院大学専任教員採用手続きに関する内規」「桐朋学園大学院大学教員採用・昇格選考基準」に基づき適切に行われている。

組織的な研修及び研究のため「桐朋学園大学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、学長を委員長とするファカルティ・ディベロップメント委員会を設

置し、建学の精神に基づき定めた3点の方針のもと、教授方法の開発とともに、教員の専門性の向上を目的にFD活動を行っている。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### 【評価】

基準項目4-3を満たしている。

###### 〈理由〉

SD活動に関しては「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及びSD実施方針」を定め、育成目標とする人物像を明確にし、年度ごとの実施計画を立案の上、法人が設置する桐朋学園大学と連携しながら研修を実施している。また、職員に対し「桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準」を定め、職員の資質・能力向上を図っており、勤務時間外の研修会等への参加に対しては、受講料の一部を支援する制度も設けている。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### 【評価】

基準項目4-4を満たしている。

###### 〈理由〉

音楽専門の大学院大学として学術研究のみならず、演奏活動も重要な研究活動として位置付けており、研究環境整備のため楽器・備品を整備している。特にピアノについては、「校舎ピアノ修繕計画」に基づき計画的に全体修理を行っている。専任教員には、個室の研究室を割当て、研究環境の整備に努めている。

研究倫理に関しては「桐朋学園大学院大学研究倫理規程」等の規則を定め、研究倫理の確立に努めている。「桐朋学園大学院大学研究費交付規程」及び「桐朋学園大学院大学研究費取扱細則」を定め、全ての専任教員に毎年研究費を分配している。

#### 基準5. 経営・管理と財務

###### 【評価】

基準5を満たしている。

#### 5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

**【評価】**

基準項目 5-1 を満たしている。

**〈理由〉**

組織倫理の基本となる寄附行為、「桐朋学園音楽部門就業規則」「桐朋学園音楽部門運営大綱」「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」が定められ、公開を義務付けられた教育・財務情報について、法人及び大学ウェブサイト上に適切に公開している。中期計画を定め、令和 5(2023)年度は「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 項目について目標、具体的取組み及び方策を策定し、5 年間のロードマップを提示している。

省エネルギー企画推進会議を設定し、3 部門のエネルギー使用量について確認するとともに、省エネルギー策を協議している。ハラスメントについては、委員会を設置するとともに「桐朋学園音楽部門ハラスメント防止規程」を定め学内に周知している。キャンパス内の保全・危機管理については「桐朋学園音楽部門富山キャンパス保安委員会規程」に基づき、「富山キャンパス保安委員会」を設置して取り組んでいる。

**5-2. 理事会の機能**

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価】**

基準項目 5-2 を満たしている。

**〈理由〉**

法人は寄附行為にのっとり理事、評議員及び監事を選任し、理事会を原則として月 1 回、評議員会を年 4 回開催し、理事、評議員及び監事の出席率は良好である。

理事の選任は寄附行為に定め、学内 7 人と学外 6 人の計 13 人で構成されており、学外者の意見も取入れる適切な構成となっている。

独立採算をうたう 3 部門から各 2 人の理事が選任されており、理事会の決定を踏まえた各部門の意思決定ができる体制となっている。

法人全体の視点から議論する「法人運営審議会」は年間 19 回開催され、理事長、各部門の代表理事と選出理事及び法人本部事務局長で構成されており、理事会及び評議員会で取扱う議案整理や部門間の調整を必要とする事項等を検討し、法人と各部門とを調整する役割を果たしている。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

**【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

**〈理由〉**

学長及び音楽部門選出理事が理事会構成員となり、理事会の円滑運営を図るため「法人運営審議会」が設置され、大学と法人の連携・協力が迅速かつ適切に行われている。

「桐朋学園音楽部門富山キャンパス会議」は 8 月を除き毎月開催され、学長、選出理事、専任教員、桐朋オーケストラ・アカデミー所長、桐朋オーケストラ・アカデミー教務部長、音楽部門事務局長及び富山グループマネージャー等が構成員となり、富山キャンパスの経営・運営に関わる重要事項を最終意思決定している。

監事 2 人の選任は寄附行為にのっとり適切に行われており、理事会及び評議員会の出席状況も良好で、会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。評議員の選任は寄附行為にのっとり適切に行われており、評議員会の出席状況も良好で、寄附行為に定める諮問事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて運営している。

**5-4. 財務基盤と収支**

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

**〈理由〉**

中長期の事業計画に関し、令和 5(2023)年度を初年度とする 5 か年の中期計画を策定し部門ごとに目標を掲げており、計画は環境の変化等に対応するため、毎年改定を行うローリング方式をとっている。財政面では資金収支の 10 年間の計画を策定し計画的な運営を実施している。

法人経営の根幹となる学生生徒等納付金収入は概ね順調な推移となっており、加えて補助金収入に関しても安定的に確保している。安定した財政基盤と収支バランスの確保のため、「桐朋学園音楽部門経営評議会」を中心にさまざまな角度から学校経営全般について検討している。

**5-5. 会計**

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価】**

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき「学校法人桐朋学園経理規程」「学校法人桐朋学園経理規程実施細則」をはじめ諸規則を整備しており、適切に会計処理を行っている。予算は予算会議等を経て選出理事や事務局長によるヒアリング及び計画確認の上、「桐朋学園音楽部門経営評議会」「富山キャンパス会議」「法人運営審議会」にて検討され、評議員会に諮問し理事会で承認されている。

公認会計士による監査及び理事会での決算承認の後、「法人監査会」を開催しており、監事、公認会計士、理事長他関係者が出席し、監査結果に関し意見交換を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において自己点検・評価について定め、内部質保証の方針を策定し「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」に従って自己点検・評価委員会を設置している。また、「桐朋学園大学院大学自己点検・評価委員会規程」によって研究科長が委員長を務め、内部質保証に関する責任を負う組織として位置付けている。

自己点検・評価活動は、質の向上に資する改善を恒常的に推進するとして、毎年度において中期計画の進捗及びアンケート調査結果等を中心とした評価項目を決定し実施している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は年間 10 回開催され、三つのポリシーを起点とした教育課程における取組み、認証評価に関する事項、各アンケート調査結果、大学全体として対応が求

められている案件等について、検討、結果の共有、改善に向けての対応等が行われている。  
自己点検・評価の結果はウェブサイトにおいて公表している。

IR室は桐朋学園音楽部門として設置され、データを活用することによる検討、データの収集と分析による情報提供を行っている。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

##### 〈理由〉

教学マネジメントを中心とした内部質保証につながる自己点検項目を「桐朋学園大学院大学自己点検・評価実施要領」等により自己点検・評価委員会において毎年度決定し、改善に向けた検討を行っている。また、中期的な計画には課題ごとにロードマップを作成し、具体的な方策において点検・評価する等、自己点検・評価活動の結果を教育の改善・向上に反映している。自己点検・評価活動は組織的に行われており、細部にわたる機能性において課題を認識している等、現状を把握し内部質保証の向上に努めている。

### 大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 研究発表及び演奏活動

##### A-1. 研究成果発表の場としての演奏活動

###### A-1-① 演奏活動の目的とその成果

##### 【概評】

学則第1条に定められた目的を具現するため、音楽表現の無限の多様性を感受し、表現することのできる教養ある音楽家育成のために必要な実践的研究発表の場として「リサイタル」「重奏研究 室内楽コンサート」「桐朋アカデミー・オーケストラ演奏会」を開催している。また、富山市からの依頼に基づき「地域外向演奏会」を実施するなど地域の文化活動に大きく寄与している。

学生の実践的な学修・研究活動の成果を学内外の多様な演奏会で発表することは、音楽家としての資質向上のみならず、上記のような地域社会における音楽文化活動に貢献していることから地域の文化振興の一環としても高く評価できる。

演奏会は学生の自主性を重んじながら専門性の高いプログラムで構成され、教員をはじめとする内外の著名な音楽家との共演が実現されており、大学の特色を生かした取組みとして特筆される。



